

令和 2 年 3 月定例会

御杖村議会 会議録

令和 2 年 3 月 10 日 開会

令和 2 年 3 月 23 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

第 1 号 (3月10日)	- 1 -
◎議事日程 [審議結果]	- 2 -
◎本日の会議に付した事件.....	- 3 -
◎出席議員 (8名)	- 3 -
◎欠席議員 (0名)	- 3 -
◎会議録署名議員	- 3 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	- 3 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員.....	- 4 -
[発言記録]	- 5 -
◎開会及び開議の宣告.....	- 5 -
◎会議録署名議員の指名.....	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告 (例月出納検査)	- 6 -
◎諸般の報告 (宇陀衛生一部事務組合議会)	- 6 -
◎諸般の報告 (東宇陀環境衛生組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (奈良県広域消防組合議会)	- 8 -
◎諸般の報告 (曾爾御杖行政一部事務組合議会)	- 9 -
◎行政報告	- 10 -
◎一般質問	- 11 -
木村議員「空家対策について」	- 11 -
吉田議員「買い物支援策について」	- 13 -
◎発議第6号、御杖村議会陳情取扱要綱の制定について [上程、説明、質疑、 討論、採決]	- 14 -
◎議案第1号、御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 15 -
◎議案第2号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 16 -
◎議案第3号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定 について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 16 -
◎議案第4号、民法の一部改正に伴う御杖村営住宅管理条例等の一部を改正 する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 17 -
◎議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算 (第5号) の議定につい て [上程、説明、質疑、付託]	- 18 -
◎議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) の議定について [上程、説明、質疑、付託]	- 19 -

◎議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） の議定について [上程、説明、質疑、付託]	- 19 -
◎令和 2 年度、施策及び予算編成方針の説明.....	- 20 -
◎議案第 8 号、令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定について [上程、説明、 質疑、付託]	- 23 -
◎議案第 45 号、議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の 議定について [上程、説明、質疑、付託]	- 26 -
◎議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について [上程、説明、質疑、付託]	- 27 -
◎議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について [上 程、説明、質疑、付託]	- 27 -
◎議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定につい て [上程、説明、質疑、付託]	- 28 -
◎日程第 20、議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策 定について [上程、説明、質疑、付託]	- 28 -
◎議案第 14 号、指定管理者の指定の変更について [上程、説明、質疑、付託]	- 29 -
◎議案第 15 号、権利の放棄についてを議題とします。本案について [上程、 説明、質疑、付託]	- 29 -
◎散会の宣告	- 31 -
第 2 号（3 月 23 日）	- 33 -
◎議事日程 [審議結果]	- 34 -
◎本日の会議に付した事件.....	- 34 -
◎出席議員（8 名）	- 35 -
◎欠席議員（0 名）	- 35 -
◎会議録署名議員	- 35 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	- 35 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員.....	- 35 -
〔発言記録〕	- 36 -
◎開議の宣告	- 36 -
◎一括議第 [委員長報告、質疑]	- 36 -
・議案第 5 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定につい て ・議案第 6 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について ・議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会 計補正予算（第 4 号）の議定について.....	- 36 -
◎議案第 5 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定につい てを [討論・採決]	- 37 -
◎議案第 6 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） の議定について [討論・採決]	- 37 -
◎議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	

の議定について [討論・採決]	- 38 -
◎一括議第 [委員長報告、質疑]	- 38 -
・議案第 8 号、令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定について	・議案第 9 号、	
令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	・議案第 10	
号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	・議案第	
11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	・議案第	
12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	・	-
38 -		
◎議案第 8 号、令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定について [討論・採決]	- 39 -
◎議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	[討論・採決] - 39 -
◎議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	[討論・採決] - 40 -
◎議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について [討	論・採決] - 40 -
◎議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定につい	てを [討論・採決] - 40 -
◎一括議第 [委員長報告、質疑]	- 41 -
・議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定につい	て	・議案第 14 号、指定管理者の指定の変更について
・議案第 14 号、指定管理者の指定の変更について	・議案第 52 号、令	
和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) の議定について	- 41 -
◎議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定について	[討論・採決] - 42 -
◎議案第 14 号、指定管理者の指定の変更について [討論・採決]	...	- 42 -
◎日程第 11、議案第 15 号、権利の放棄について [討論・採決]	- 42 -
◎発委第 1 号、閉会中の継続調査申出について (議会運営委員会) [上程、採	決] - 43 -
◎発委第 2 号、閉会中の継続調査申出について (むらづくり委員会) [上程・	採決] - 43 -
◎閉議及び閉会の宣言	- 43 -
◎会議録署名	- 45 -

第 1 号 (3 月 10 日)

令和2年3月御杖村議会定例会（第1号）

令和元年3月10日(火)
開会 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - ・ 議会運営委員会 2/20
 - ・ 例月出納検査 11月・12月・1月分
 - ・ 宇陀衛生一部事務組合議会 2/14 定例会
 - ・ 東宇陀環境衛生組合議会 2/17 定例会
 - ・ 奈良県広域消防組合議会 2/26 定例会
 - ・ 曾爾御杖行政一部事務組合議会 3/3 定例会
- 第4 行政報告
 - ・ 村長
- 第5 一般質問
 - ・ 木村忠雄君（1件）、吉田俊弘君（1件）
- 第6 発議第1号〔原案可決〕
御杖村議会陳情取扱要綱の制定について
- 第7 議案第1号〔原案可決〕
御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第2号〔原案可決〕
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第3号〔原案可決〕
御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第4号〔原案可決〕
民法の一部改正に伴う御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第5号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定について
- 第12 議案第6号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 第13 議案第7号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 第14 令和2年度施策及び予算編成方針の説明

- 第 15 議案第 8 号 [予算決算委員会付託]
令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第 16 議案第 9 号 [予算決算委員会付託]
令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について
- 第 17 議案第 10 号 [予算決算委員会付託]
令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第 18 議案第 11 号 [予算決算委員会付託]
令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第 19 議案第 12 号 [予算決算委員会付託]
令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第 20 議案第 13 号 [むらづくり委員会付託]
第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第 21 議案第 14 号 [むらづくり委員会付託]
指定管理者の指定の変更について
- 第 22 議案第 15 号 [むらづくり委員会付託]
権利の放棄について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員 (8 名)

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1 番	葛城昌俊君	2 番	古川芳明君
5 番	松岡一生君	6 番	木村忠雄君
7 番	盛岡英成君	8 番	山崎往男君

◎欠席議員 (0 名)

◎会議録署名議員

6 番 木村忠雄君 7 番 盛岡英成君

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君

教 育 長	丸 藤	山 田	栄 猪	君 君
総 務 課 長	西 廣	岡 尾	辰 悦 真 貴	君 君
むらづくり振興課長	森 片	本 岡	成 保 康	君 君
保健福祉課長	中 古	村 谷	依 子	君 君
産業建設課長				君 君
住民生活課長				君 君
教育委員会次長				君 君
会計管理者				君 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	中 嶋	英 樹	君 君
書 記	仲 子	雄 史	君 君

〔発言記録〕

(10時00分 開議)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山岡隆良君） 皆さん、おはようございます。
本日の3月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日、古川議員が体調不良のため遅れるということで連絡いただいておりますが、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年3月御杖村議会定例会は成立致しました。
よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山岡隆良君） 本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。
まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、6番 木村忠雄君、7番 盛岡英成君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第2、会期の決定を行います。
本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から、3月23日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。
はじめに、2月20日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、木村忠雄君。
○議会運営委員長（木村忠雄君） それでは、2月20日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。
当日は、全委員出席のもと、3月定例会の運営について協議を行いました。
まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、3月10日から23日までの14日間とし、全員協議会を11日、むらづくり委員会を17日、予算決算委員会を18日、続会議を23日とそれぞれ決定し、いずれも午前10時の開会といたしました。
また一般質問については、通告締切を2月28日とし、質問日は、3月10日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、補正予算及び新年度予算の計 8 案件は予算決算委員会へ付託、総合計画を含めた 3 案件については、むらづくり委員会へ付託とし、議員発議 1 件と条例改正 4 件は、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回 6 月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」の提出を決定し委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

◎諸般の報告（例月出納検査）

- 議長（山岡隆良君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、11 月から 1 月分の監査結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

- 議長（山岡隆良君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。去る 2 月 14 日開催されました、宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 吉田俊弘君。

- 派遣議員（吉田俊弘君） 去る、2 月 14 日午前 10 時より、令和 2 年第 1 回宇陀衛生一部事務組合議会定例会が宇陀市農村環境改善センター農林会館に於いて開催されました。

宇陀市からは組合議長のほか、議員 7 名、東吉野村から議員 2 名、曾爾村から 1 名、本村から山岡議員と私が出席いたしました。組合議会定例会については、13 名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、高見省次管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 号宇陀衛生一部事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第 2 号令和元年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について、議案第 3 号令和 2 年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、同意第 1 号、同意第 2 号、同意第 3 号宇陀衛生一部事務組合公平委員会の選任同意について、以上 7 件が提案されました。

承認第 1 号および議案第 1 号については、人事院勧告により職員の給与が改正された事により、市村同様、本組合についても改正を行うものであります。議案第 2 号については、令和元年度一般会計補正予算について既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ補正前の額 1 億 1,184 万 3 千円に補正額 553 万 9 千円を増額し、総額 1 億 1,738 万 2 千円となっております。議案第 3 号については、令和 2 年度一般会計予算について歳入歳出それぞれ 1 億 1,709 万 8 千円で前年度対比 448 千円の増額となっております。本年度のこの予算額のなかには、大規模改修費 660 万が含まれています。同意第 1 号、同意第 2 号については、公平委員の任期満了のため、引き続き選任するにあたり同意を求めるものであります。宇陀市大字陀五津 602、松井利文氏 73 才、

御杖村大字菅野 2468、青海和豊氏 68 才が選任同意されました。同意第 3 号については、公平委員会委員の田合秀和氏が令和 2 年 3 月 31 日付で退任されますので、曾爾村大字葛 103 の 3、佐伯和美氏 59 才が選任されました。選任されました 3 名の方々の任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

以上 7 件が原案どおり全会一致で可決され、伊藤副管理者の挨拶により 11 時 50 分に閉会いたしました。以上で、宇陀衛生一部事務組合定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、2 月 17 日に開催されました東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。

派遣議員 古川芳明君。

○派遣議員（古川芳明君） 去る、2 月 17 日午後 2 時 00 分より、令和 2 年第 1 回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。

本村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、古川が出席いたしました。組合議会定例会については、10 名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後、議事に入りました。今回付議された案件は、議案第 1 号令和 2 年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について、議案第 2 号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、同意第 1 号東宇陀環境衛生組合公平委員会委員の選任同意について、同意第 2 号東宇陀環境衛生組合公平委員会委員の選任同意について、追加案件といたしまして、同意第 3 号東宇陀環境衛生組合監査委員の選任同意について、以上 5 件が提案されました。

議案第 1 号については、令和 2 年度一般会計予算について、歳入歳出それぞれ 2 億 1,030 万 6 千円で前年度対比 3,192 万 6 千円の増額予算となっております。これは主に修繕費、工事請負費及び原材料費で増額となっており、原因としては、焼却施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、緊急時に備えた施設修繕費の確保と施設の中長期的な延命化を図るための補修工事が必要となったため、増額となっております。議案第 2 号については、人事院勧告により職員の給与が改正されたことに伴い、構成市町村同様、本組合についても条例の改正を行うものであります。同意第 1 号については、前任の公平委員の任期満了による辞職に伴い、後任の公平委員を選任するにあたり、同意を求めるものであります。同意第 2 号については、公平委員の任期満了のため、引き続き選任するにあたり、同意を求めるものであります。追加日程第 1 として同意第 3 号について、議会選出監査委員の任期満了のため、引き続き選任するにあたり、同意を求めるものであります。

以上 5 件が原案どおり全会一致により可決され、午後 4 時 05 分に閉会いたしました。以上、令和 2 年度第 1 回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、2月26日に開催されました、奈良県広域消防組合議会の報告を求めます。

派遣議員 盛岡英成君。

○派遣議員（盛岡英成君） ただ今の議長の指名により、令和2年奈良県広域消防組合議会第1回定例会の報告をいたします。

去る2月26日午後3時、令和2年奈良県広域消防組合第1回定例会が招集されました。会議に先立ち、午後2時より全員協議会が開催され、管理者提出議案、市町村分担金の負担方法等の検討、今後の奈良県広域消防組合のガバナンスの確立についての説明と報告がありました。

午後3時より本会議が開かれ、会期の決定、会議録署名議員の指名、議長諸報告、管理者行政報告があり、1名の議員の一般質問が行われました。

本定例会に付議された案件は、報告1件、条例改正1件、補正予算13件、令和2年度予算13件の計28議案です。議案の内容と審議結果は、報告第1号、損害賠償の額の決定の専決処分等の報告について、公用車の運行及び公務に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定について、2件の事案の専決処分です。

議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことから、当該組合職員の関係条例について改正するものです。

続いて、補正予算13件について。奈良県広域消防組という文言を省略させていただきます。議第2号、令和元年度一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算の総額からそれぞれ68,500千円を減額し、総額3,188,652千円とするもの、議第3号、令和元年度山辺消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,252千円を追加し、総額1,737,353千円とするもの、議第4号、令和元年度桜井消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10,516千円を減額し、総額769,513千円とするもの、議第5号、令和元年度五條消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,348千円を減額し、総額948,710千円とするものです。議第6号、令和元年度大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,250千円を減額し、総額807,837千円とするもの、議第7号、令和元年度西和消防事業特別会計補正予算（第1号）について。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,709千円を追加し、総額1,641,938千円とするもの、議第8号、令和元年度宇陀消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12,018千円を追加し、総額1,113,869千円とするもの、議第9号、令和元年度葛城消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,152千円を減額し、総額479,968千円とするもの、議第10号、令和元年度吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,680千円を減額し、総額730,708千円とするもの、議第11号、令和元年度中和消防事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ13,403

千円を減額し、総額 2,812,494 千円とするもの、議第 12 号、令和元年度中吉野消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,570 千円を減額し、総額 880,273 千円とするもの、議第 13 号、令和元年度香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 490 千円を減額し、総額 1,219,297 千円とするもの、議第 15 号、令和元年度野迫川消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,354 千円を追加し、総額 71,232 千円とするもの、続いて、令和 2 年度予算 13 件について、補正予算と同様に、奈良県広域消防組合という文言について省略させていただきます。

議第 16 号、令和 2 年度一般会計予算について。歳入歳出予算総額、3,637,819 千円と定めるもの、議第 17 号、令和 2 年度山辺消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、1,863,666 千円と定めるもの、議第 18 号、令和 2 年度桜井消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、899,030 千円と定めるもの、令和 2 年度五條消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、945,168 千円と定めるもの、議第 19 号、令和 2 年度大和郡山消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、804,383 千円と定めるもの、議第 20 号、令和 2 年度西和消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、1,578,159 千円と定めるもの、議第 21 号、令和 2 年度宇陀消防事業特別会計予算について。歳入歳出予算総額、1,113,428 千円と定めるもの、議第 22 号、令和 2 年度葛城消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、523,050 千円と定めるもの、議第 23 号、令和 2 年度吉野消防事業特別会計予算について。歳入歳出予算総額、704,222 千円と定めるもの、議第 24 号、令和 2 年度中和消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、2,968,308 千円と定めるもの、議第 25 号、令和 2 年度中吉野消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、883,110 千円と定めるもの、議第 26 号、令和 2 年度香芝広陵消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、1,271,572 千円と定めるもの、議第 27 号、令和 2 年度野迫川消防事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額、73,739 千円と定めるもの、以上、報告 1 件、条例改正 1 件、令和元年度一般会計、特別会計補正予算 13 件、令和 2 年度一般会計、特別会計予算 13 件は、全会一致で承認、可決されました。

以上、令和 2 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、3 月 3 日に開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 葛城昌俊君。

○派遣議員（葛城昌俊君） それでは、令和 2 年 3 月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会議報告をさせていただきます。

去る 3 月 3 日 10 時より、令和 2 年 3 月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場 3 階で会議室において開催されました。曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、東口議員が出席、御杖村からは組合議員として、木村議員、盛岡議員、葛城が出席いたしました。

組合議会定例会については、6 名の出席で議会は成立し、その後、日程に

に基づき、会議録署名議員の指名で、5番葛城、6番盛岡議員が指名されました。会期を1日間とし、木治議長の振興で議事に入りました。

付議された案件は、第1号議案、曾爾御杖行政一部事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、第2号議案、令和元年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算の補正について、第3号議案、令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、以上3件の議題が提出されました。第1号議案については、曾爾御杖行政一部事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について可決され、第2号議案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,689千円となりました。第3号議案については、令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,586千円と定められました。また、新型コロナウイルスの影響で、学校給食が閉鎖されていますが、食材発注など、事務局として臨機応変な対処をしていくと報告がされました。以上3件が原案通り全会一致で可決され閉会しました。以上で、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第4、行政報告をお願いします。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 皆さんおはようございます。

本日3月定例会を招集させていただきましたところ、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。貴重なお時間をいただき私から12月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスに対する村の対応について、ご報告申し上げます。3月2日に課長主幹で構成する「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、第1回目の会議を行っております。また、この会議に先行して、安倍首相自ら要請をしました、3月2日から全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休校について、本村においても、3月2日から小学校及び中学校を臨時休校としたところでございます。3月4日には、第2回対策本部会議を開催しました。これまでの議事内容について、簡潔にご報告申し上げます。職員に対しては、3月13日まで業務時間中、飛沫防止のため、全員マスクを着用すること、3月中に村が招集する会議は、延期、中止を基本に、必要不可欠な会議は、書面決議に代えることや、体調不良の方の不参加を依頼、会議開催時には、手指の消毒、換気、マスク着用の依頼をすること、行事は中止、規模縮小を基本としました。3月19日開催予定でした戦没者追悼式は中止と決定しました。各種団体へは、3月中、不特定多数の方が集まる会議等は、国、県、村の対応を参考に検討をお願いしたいと考えております。次回第3回目の対策本部会議は、3月13日を予定しております。

今後、国、県からの要請、ウイルス拡散状況を判断しながら、適切に対応していきたいと考えております。

続いて、以前からタイで建築を進めていました、木造建築のショールームが完成したため、2月24日～2月26日にかけて、竣工記念式典に出席を

してまいりました。2月25日にスィーパトム大学において開催されました記念式典は、スィーパトム大学学長から、本プロジェクトの経過の紹介とともに、昨年3月に実施しました本村での3ヶ月間の研修や今回の大学構内に建築された木造建築ショールーム等に対して、御杖村に感謝の言葉をいただきました。また、当日はこの記念式典に併せて、木造建築をテーマとしたコンペティションの優秀者に対する表彰式や、タイにおける木造住宅の将来性について、パネルディスカッションが行われました。さらに、本村との調印式から御杖村での研修、今回の木造建築の建築過程などについての紹介ビデオも上映されました。記念式典終了後は、ショールームの見学会が実施され、多くの人に見学していただきました。また、これらの模様は、地元テレビ局の取材するものとなりました。

最後に、今定例会でご審議をお願いいたします案件は、発議を除き、条例改正、一般会計及び特別会計の補正予算、令和2年度一般会計及び特別会計の当初予算など15件となっております。それぞれの案件につきまして、慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

木村議員「空家対策について」

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。

木村忠雄君。

○1番（木村忠雄君） 議長の許可をいただきましたので、空家対策について質問させていただきます。

現在、御杖村では、空家対策条例及び空家バンク等の要綱に基づく政策で空家対策を行っていますが、空家が年々増加傾向にあり、平成30年度では約170戸程あると報告されております。その中で所有者が適切に管理している空家は問題ありませんが、所有者が亡くなっている、または相続人が不明である等、何十年も放置されている空家、廃屋が多数確認されており、これらの空家は平成27年に施行された空家対策特別措置法に基づいた政策を実行しなければ解決できないものと思われまます。

本村でも御杖村空家対策協議会が発足され、協議を重ねて空家対策計画が策定されたと報告を受けておりますが、廃屋の解体に向けての手続きが実行されておらず、また令和2年度の一般会計予算にも計上されておられません。今後の空家対策政策について、伊藤村長の考えをお聞かせください。

再質問は、自席から行います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 全国的に空き家の増加が問題となっており、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本村におきましても昨年に空家等対策計画を策定し、空家に関する対策を総合的かつ計画的に進めることとしております。まず第一に空家の適切な管理は所有者の責務であり、管理不全空家の発生予防が大切なこととあります。ホームページ等で啓発を実施して

参りたいと考えております。また空家のなかにある活用可能な物件につきましては、移住対策を進める上で重要な資源であると考えております。これまでも進めて参りました空家バンク制度については、今後も積極的に進め、空家を有効な資源とできるように進めて参ります。しかし、空家の中には活用可能な物件ばかりではありません。老朽化によりこのまま放置される状態が続きますと特定空家としての認定をせざるを得ない物件も出てくると思われる。周辺への影響が深刻で危険な状況にある空家等につきましては、特定空家の判断基準に基づき、協議会の意見を踏まえ認定を行います。特定空家に認定された空家については、所有者の特定ができる場合、できない場合問わず、空家法に基づく措置を実施して参ります。ただ特定空家に基づく措置については多額の財政負担も生じるため、特定空家が増えないようにすることが大切だと考えております。そのためにも今後は空き家の除却に対する助成制度の創設を検討して参りたいと考えております。空き家の管理につきましてはあくまでも所有者の責務というなかで、村としても支援できる制度を検討し、空き家の適正な管理に努めていく所存でございます。

○議長（山岡隆良君） 木村忠雄君。

○6番（木村忠雄君） 村長の答弁に対して再質問をいたします。空家対策法に基づいて処置に取り組んでいくとの答弁ですが、いつから取り組んで行かれるのか、時期について具体的に聞かせていただきたいと思っております。

昨年の3月に、御杖村の空家対策の計画書が策定されたが、その後1年間、何も取り組んでいない、また、空家廃屋の除去に対する財政制度の創設との答弁でありました。補助金制度が実現すれば廃屋の解体は今以上に進んでいくと考えられます。補助金制度を実施していく時期を示していただければと思っております。

平成30年度、令和元年度、この2年間で、6戸の廃屋が所有者によって解体されました。所有者が管理している空家については、補助金制度が確立されれば問題なく空家の解体作業が進んでいき、安心安全な村になっていく一助になると考えられます。他方、所有者がいない、また相続人が不明な空家が十数戸、私の平素の議員活動のなかで判明しております。これらの空家の処置についても国で決められた空家対策法を行使して、一日も早い取り組みの実施を要望して私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 先ほどのご質問でございますが、村といたしまして昨年度、対策計画を策定いたしました。その時の会議の内容でございますが、村内各空家について調査をいたしましたところ、村内の空家につきましては、基本管理はされているというなかで、なかなか特定空家の認定というところは難しいところがあるのではないかという意見もございました。そうしたなか、議員言われますようにそのなかでも数件、かなり老朽化若しくは廃屋化が進んでいる部分があるのではないか、ということは私も聞かせていただいております。そうした問題につきましては、今年度中に再度調査を行いどうするかを検討していかなければならないと思っております。

それと、基本、個人の方の管理というなかで、財政的にも厳しい状況があるのではないかという意見もございます。そうしたなかでは、単独でいくらかの助成をして家を整理していただくという部分に資することも必要ではな

いかと考えております。今年の年度中にそうした制度について創設するというかたちで進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山岡隆良君） 以上で、木村忠雄君の一般質問を終わります。

吉田議員「買い物支援策について」

○議長（山岡隆良君） 続いて、吉田俊弘君の発言を許可します。

吉田俊弘君。

○3 番（吉田俊弘君） 私のほうからは、買い物支援に関して質問させていただきます。

この件に関しましては、前回の12月定例会における葛城議員の一般質問に対し、その村長答弁の中で少し触れられておりますが、高齢化が進む本村においては、非常に大きな課題であると考えますので、新年度を迎えるにあたり、村長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

本村では、高齢者の方々が、車を運転し、宇陀市や名張市方面のスーパーへ買い物に出掛けられています。しかしながら、近年は高齢者による事故が大きな社会問題になっており、道路交通法の改正により高齢者に対して運転免許証の返納を促すようになり、今後は自動車を運転できない人の大幅増加が予想されます。加えて、加齢とともに身体機能が低下すれば、歩いての買い物さえ難しくなり、買物がいつまで続けられるのか、最後は、買い物難民となりかねません。

そんななか、村民の方々からも、村内で小さな店でもいいから、食品、生活用品を買える施設が欲しいとの声を聞くことも多くなっています。御杖村子ども議会における中学生の意見や、むらづくりアンケートでも多数の要望がありました。

現在、村内で営業されているお店もありますが、購買者である住民の増加が見込めない現状においては、新たな設備投資を行い、採算性を確保することは、独力では非常に困難と思われまます。黒滝村の公設コンビニ、川上村の移動スーパー、和歌山県北山村の村営コンビニ等を参考に検討してはどうでしょうか。また、JAやAコープ店との連携を図るのも一つの方法かと思われまます。

いつまでも住んで良かったと思われる御杖村にしたいと思ひます。買い物支援策として村長のお考えを伺いたいと思ひます。

○議長（山岡隆良君） 答弁を求めまます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 吉田議員ご指摘の通り、御杖村では高齢者の増加、店舗の廃業が相次ぎ近い将来にも買い物難民が出てきてしまう懸念があります。また総合計画のアンケート、子供議会での質問で村営コンビニエンスストアの要望が多くありました。村といたしましても、ここ数年地元商店の意向なども聞き取り、どういう形で運営すべきかを模索していたところでございまます。本来村が村内事業者の経営を圧迫してまで村営買物拠点を作るより、民間が経営をしていただくのが本来の形だと思っていたところではございまます。

ところが、昨年秋に新たに買い物施設を作りたいという村内起業家が現れ、聞き取りをいたしました結果、近い将来に食料品の宅配も考えているとのこ

とです。村としてこの起業者の動きを見守り育てるのが一番重要と考えます。

しかしながら並行しまして、高齢化が進む中、村営買物拠点の必要性の是非を判断するためにも本年度に検討委員会を立ち上げ、住民、商店、行政が議論を重ね、方針を早期に決定したいと考えているところでございます。

○議長（山岡隆良君） 吉田議員。

○3 番（吉田俊弘君） そうしたら、検討委員会を設置して検討されていくということですが、出来れば早期に検討のほう、また実施できるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） この問題に関しましては、村内業者の育成はもちろんでございますが、それだけではなかなか不十分な部分もあると思います。できる限り買物拠点の整備という方向で検討をお願いしたいというように思っております。そういう意味でも早期に検討委員会の立ち上げはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山岡隆良君） 以上で、吉田俊弘君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（山岡隆良君） 以上で一般質問を終わります。

◎発議第 6 号、御杖村議会陳情取扱要綱の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 6、発議第 1 号、御杖村議会陳情取扱要綱の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件といたします。本案についての趣旨説明を求めます。

木村忠雄君。

○6 番（木村忠雄君） 御杖村議会陳情取扱要綱の制定について、本案提出の趣旨につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

意見書要請等を含む陳情書の取り扱いについては、議会会議規則第 95 条において、請願書の例により処理するとの規定はありますが、これに該当するか否かの判断基準、また該当しないものの取り扱いについては規定がないことから、本村議会では慣例により処理を行ってきました。

こうした中、平成 31 年 2 月の全員協議会において、慣例による処理内容の再確認を行ったところですが、今般新たに要綱として制定し、明文化することにより今後の取り扱いにおいて遺漏のないように努めるものであります。

従って、要綱の内容については、全員協議会での確認事項を基本として、その他、取り扱い上必要と想定される事項を補筆したものです。

要綱の概要ですが、第 1 条で制定の趣旨、第 2 条で陳情書とするものの定義づけを行い、第 3 条で陳情書に必要な記載事項、第 4 条では、請願書の例による処理を基本としつつ、それに該当しない場合の判断基準を規定しています。第 5 条以降では、訂正及び取り下げ、委員会における趣旨説明や審査、結果報告等について、規定をしています。

なお、各条文の説明につきましては、添付の資料をご確認いただくこととし、私からの趣旨説明は以上でございます。。

○議長（山岡隆良君） ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから、質

疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第6、発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、発議第1号、御杖村議会陳情取扱要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号、御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第7、議案第1号、御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度が来年度から創設されることに伴い、御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田辰猪君) 地方公務員法31条の規定に基づくサービスの宣誓についてでございますが、会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や認容手続きが様々であることに鑑みまして、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするため、任命権者が別段の定めをすることができるように条文の追加するものでございます。

○議長(山岡隆良君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第7、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第1号、御杖村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

**◎議案第 2 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、
討論、採決]**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 8、議案第 2 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、償還金の支払い猶予等をする場合、報告を求めることができる内容を追加するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 改正部分については、災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条中に、報告等の文言を追加するものでございます。

報告等とは、償還金の支払を猶予し、又は免除するか否かを判断するために、必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人に収入及び資産の状況について、報告等を求めることができるということでございます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正につきましては、第 16 条に報告等の条文を追加したため、関係する法令を引用している本村条例の一部を併せて改正するものでございます。ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 8、議案第 2 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 2 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第 3 号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を
改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討
論、採決]**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 9、議案第 3 号、御杖村道路占用料に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 道路法施行令の一部改正に伴い、同法施行令を引用する本村道路占用料を見直すものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長から説明申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 森本産業建設課長。

○産業建設課長（森本成則君） 道路法第 39 条において、道路管理者は占用料を徴収することができるかとされております。その占用料の額は、国道にあっては、道路施行例、本村においては、本条例によって定められております。平成 30 年度に行われた固定資産税評価額の評価替え地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路占用施行例の一部を改正する政令が令和元年 9 月 27 日に公布されました。これにより道路施行例に準じて定めております本村の道路占用料を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行するものであります。改正する料金につきましては、別表の通り、占用物件は多種多様であります。本村における主な占用物件であります電柱電話柱においては、概ね約 2 割強の増額となっております。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 9、議案第 3 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 3 号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号、民法の一部改正に伴う御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 10、議案第 4 号、民法の一部改正に伴う御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、民法における債権関係の規定の改正により、関連する御杖村営住宅管理条例、御杖村特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例、御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の

3 条例の改正を一括上程するものでございます。

詳細につきましては、むらづくり振興課長から説明申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 西岡むらづくり振興課長。

○むらづくり振興課長（西岡悦夫君） 民の法の一部を改正する法律により、債権関係の規定が見直され、令和 2 年 4 月 1 日に施行されます。これによる条例の一部を改正するものでございます。一点目は、個人根保証契約に極度額の設定が必要になるなど、保証人制度の見直しがおこなわれます。この改正により本村の公営住宅に関する 3 条例について、所要の改正をおこないます。

二点目といたしまして、明け渡し請求で徴収する額の法定利率が見直されることにより年 5 分の割合から、法定利率の文言に変更をおこないます。

以上が主な改正内容となっております。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 10、議案第 4 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 4 号、民法の一部改正に伴う御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 11、議案第 5 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 61,520 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,507,588 千円とするものです。

今回の主な補正の内容は、国の補助金事業、また交付金事業の交付決定額に合わせた事業費等の減額でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第12、議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算の総額は120,718千円と変わりませんが、歳入歳出それぞれに2,900千円の財源更正をするものでございます。よろしくお願いします。

- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第7号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定について [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第13、議案第7号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれに106千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327,570千円とするものでございます。

また、診療施設勘定の歳入歳出予算総額は120,034千円と変わりませんが、歳入歳出それぞれに798千円の財源更正をするものでございます。

よろしくお願いします。

- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

《休憩・再開》

- 議長(山岡隆良君) ここで、暫時休憩をとりたいと考えます。ただ今の時間から11時20分まで、暫時休憩ということでさせていただきます。

(11時12分 休憩)

(11時20分 再開)

- 議長(山岡隆良君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎令和2年度、施策及び予算編成方針の説明

- 議長(山岡隆良君) 日程第14、令和2年度、施策及び予算編成方針の説明を行います。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本日ここに、令和2年3月定例議会開会にあたりまして、令和2年度予算案をはじめ、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政に臨む私の所信を申し上げたいと思います。

内閣府の月例報告によると、景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復しているとしていますが、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題の動向等の海外経済の動向と金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があるとされています。特に新型コロナウイルスの世界的な拡大の中、2月27日夕方には感染拡大を抑制するため、安倍首相自ら小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請を行いました。本村においても、3月2日から小学校、中学校を休校としたところです。経済的な影響も、中国をはじめ海外からの航空便欠航や渡航制限、イベント中止による観光産業への波及、部品の供給が滞っている製造業にも影響が及びつつあります。地域によっては、経済的損失が数ヶ月で1千億円に達するとの試算もあり、政府や日銀による景気指標にも、先行き不安が目立ってきているところです。

さて、村の最上位の計画として、本村が抱える課題を克服するため策定を進めておりました御杖村第四次長期総合計画を今定例会で上程し、これまでのむらづくりを継承しつつ、第二期まち・ひと・しごと総合戦略の役割を兼ねた新たな計画に基づき、村づくりを進めていきます。

国の地方財政計画における地方交付税等の一般財源総額は、令和元年度を上回る額となっておりますが、本村歳入の約半分を地方交付税に依存している本村の財政状況は、人口減少による交付税算定額の減少により、厳しい財政状況に変わりはありません。歳出面では、今年度から現在の中学校を改修して施設一体型の小中一貫校改修工事に着手するため、大きく歳出増となりますが、子供たちの教育等への投資は、未来への必要な投資として考えております。厳しい財政状況ではありますが、財源の不足については、村債の発行と財政調整基金の取り崩しで対応します。

令和2年度の一般会計の予算規模は、24億1,700万円、本年度当初予算に対して9.2%、2億4百万円の増額となりました。一般会計及び特別会計を合わせて会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、約31億7,645万円となり、平成31年度当初予算と比較して5.7%、約1億7,165万円の増額となっております。

以下、新年度予算案につきまして、主要施策別に簡潔にご説明を申し上げます。

第1番目は、みつえの魅力あふれる産業の振興についてであります。本村の農業は農業生産者の減少や高齢化が深刻化し、農地の出し手が増加する中で、集落の生産活動等をどのように維持していくかが極めて重要な課題となっております。遊休農地や耕作放棄地の抑制とともに、土地を集約化集積化し新規耕作者が参入しやすい環境づくりのため、村単独による新たな支援を、中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する集落に対して行います。また、近郊市場で、高い評価を受けている本村ほうれん草を、ブランド野菜として維持していくため、生産拡大出荷奨励金制度や農業用ビニールハウス設置補助金制度を引き続き実施してまいります。農業後継者として地域おこし協力隊を昨年10月と今月卒業する2名が、本村に定住し新規就農者となりますので、必要な支援を行うとともに、新たに農業分野での地域おこし協力隊の募集を行ってまいります。

本村の林業についても、林業従事者の減少や高齢化により、後継者問題が深刻化しています。今後、森林が適切な施業や管理が行われず、放置されることになれば、森林の持つ公益的機能が発揮できず、土砂災害の発生が危惧される状態となることが予想されます。

現在1名の地域おこし協力隊の隊員が自伐型林業の研修を行っておりますが、協力隊員の追加募集も引き続き行い、自伐型林業の推進に取り組んでまいります。従前から実施しています間伐事業も引き続き実施するとともに、間伐材搬出に対する助成やバイオマスエネルギーの供給促進を図るための助成等も更に進めます。また、昨年度に創設されました森林環境譲与税も増額されたことから、基金積み立てを行い、今後の林業整備関連事業を継続的に実施していきたいと考えています。農林業ともに、後継者が村内で充実した生活ができる支援に取り組んでいきたいと考えています。

株式会社みつえでは、村内観光施設を管理運営するとともに、独立採算を目指し、村から新会社に新たな出資を行い、さらに本村木材を利用したキャビン向け建築資材の販売や木製加工品の販売など総合的に事業展開してまいります。

観光振興については、ホームページでの情報発信に取り組むとともに、新

型コロナウイルス感染対策を考慮しながら、例年行っております観光イベント事業を含め、新たに関係人口創出のための事業に取り組み、交流・関係人口の拡大を目指します。

第2番目は「みんなが快適に暮らせる生活環境基盤の整備」についてです。移住・定住対策として、結婚支援事業を始めとする移住定住の取り組みを進めるとともに、空き家改修や近居・同居の支援についても引き続き行ってまいります。

村道整備につきましては、生活道路の整備により利便性の向上を図るため、引き続き白髪線の改良工事を進めるとともに、隣村からの観光客周遊道路として重要となる井出谷太良路線についても、一部区間の計画の見直しを含め改良を進めていきます。また、安心・安全な道路通行環境をめざして、引き続き、舗装補修工事、災害防除工事及び橋梁長寿命化と安全確保のため、橋梁補修工事を進めます。

簡易水道の整備については、本年も継続して桃俣簡易水道配水管路更新工事を行うとともに、台風等による停電時の給水施設稼働対策として神末簡易水道浄水場高区及び中区に非常用電源の整備を行い、安定した安心・安全でおいしい水の供給に努めます。

また、安心、安全な村づくりのために、曾爾村と御杖村の共同取り組みとして、両村から村外へ通じる国道、県道、村道沿線に防犯カメラを設置し、車両の出入りを記録します。また、村内指定避難所には、避難所を表示する看板を設置いたします。

第3番目は「みつえを次世代につなげるための人づくり」についてであります。

小中一貫教育の推進につきましては、小・中学校間で連携を図りながら取り組んでまいりましたが、施設一体型の小中一貫校を目指し、現中学校の施設改修整備工事を令和2年9月に着手し、継続事業として令和3年8月に完成する予定です。総事業費は、2カ年で約10億円を予定しております。今年の夏休みから、備品等の移動を含め、中学校から小学校への引っ越し作業を行います。さらに、この期間、小学校については、仮校舎として一部改修工事を行う予定です。この改修整備期間中は、中学生は、現小学校で仮校舎での学習環境となります。特に中学校3年生は高校受験を控えていることから、仮校舎での環境に不足がないよう配慮しながら、十分な準備を進めてまいりたいと考えています。

小中学生を対象とした人材育成塾は昨年引き続き運営を行い、独自の取組で英語や英会話に関心のある児童生徒の学習意欲に応えていきたいと考えています。

第4番目は「いつまでもいきいきと暮らせる福祉の村の実現」についてであります。

村の健康づくりの取り組みとして、各種検診事業を実施しており、特に毎年実施しています総合検診は、受診率も初めて60%を超え、村民の健康に対する認識の高さを示しているものと考えています。引き続き検診事業を実施するとともに、生活習慣病予防・改善に努めます。

介護保険については、第7期計画の最終年3年目の年となります。介護給付費が毎年大幅に増えている現状から、本年度策定予定の次期第8期計画で

も、保険料が上がるのが予想されます。その抑制のためにも筋力アップ教室、いきいき百歳体操、元気にしとる会の取り組みによりできるだけ長く健康でいられる介護予防に努めます。これら実現には、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が必要であり、自助、互助、共助、公助の状況に応じた役割分担を考えながら進めていきたいと思っております。

国民健康保険事業は、一昨年国民健康保険運営の県単位化を実施し3年目を迎えますが、令和6年度保険料負担が県内同一となるまで、基金を取り崩しながら平準化に努めます。

以上が新年度予算における、主要施策の概要であり、詳細につきましては、予算概要などによりましてご査収いただきたいと思います。

何卒慎重ご審議のうえ、よろしくご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 以上で、施策及び予算編成方針の説明を終わります。

◎議案第8号、令和2年度御杖村一般会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第15、議案第8号、令和2年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 令和2年度一般会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ2,417,000千円、対前年204,000千円、9.2%増とするものでございます。

一般会計の概要につきましては、副村長より説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 松原副村長。

○副村長（松原永治君） それでは、私から、令和2年度御杖村一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

お手元、令和2年度予算案説明要旨及び説明資料をご覧ください。

6ページの(1)令和2年度一般会計、特別会計予算案総括表でございます。一般会計は、総額24億1,700万円で、前年度に比べて2億4百万円、9.2%の増となっております。

では次に歳入についてご説明させていただきます。右、7ページの(2)令和2年度一般会計予算案歳入の款別内訳をご覧ください。

1の村税です。自主財源の中心となる村税の総額は1億715万9千円で、前年度に比べて253万2千円、2.4%の増を見込んでいます。主な内容を税目別に申し上げますと、次の8ページの説明番号①に記載のとおり、村民税が給与所得者の減少により52万1千円の減額、固定資産税が太陽光パネル設置に伴う償却資産の増により277万2千円の増額、軽自動車税が最初の新規検査から13年を経過した経年車の重課車両の増加により24万7千円の増額、たばこ税が、電子たばこの利用増により3万4千円の増額となっております。歳入予算全体に対する構成比では、4.4%にとどまっています。

7 ページにお戻りください。2 の地方譲与税です。地方譲与税は 5,816 万 2 千円で、前年度に比べて 1,451 万円、33.2%の増額を見込んでいます。森林環境譲与税が増額交付され、交付額を 2,132 万 5 千円と見込んでいます。この交付額については、すべて森林整備の費用に関する事業に充てることとされており、対象事業については、28 ページの (11) 森林環境譲与税を財源とした事業に記載しています。

7 ページ、6 の地方消費税交付金です。地方消費税交付金は 3,036 万 6 千円で、前年度に比べて 1,197 万 2 千円、28.3%の減額を見込んでいます。27 ページ (10) 地方消費税交付金を財源とした社会保障経費に記載のとおり、消費税率引上げによる増収分の交付額を 1,286 万 5 千円と見込んでおります。この増収分については、記載のとおり全て社会福祉等の社会保障施策に要する経費に充てることとされており、

7 ページに戻りまして、7 の自動車取得税交付金、及び 8 環境性能割交付金です。令和元年 10 月に自動車取得税の税制が改正され、それまでの自動車取得税に代わり、新たに環境性能割が導入されました。環境性能割交付金は 841 万 8 千円を見込んでいます。

次に、10 の地方交付税です。本村の財政運営のよりどころとなる地方交付税は、総額で 11 億 5,060 万円で、前年度に比べて 1,380 万円、1.2%の増額となっており、歳入予算の 47.6%を占めています。次の 8 ページ、説明番号⑥のとおり、普通地方交付税は 10 億 1,060 万円で、前年度に比べて 1,380 万円、1.4%の増を見込む一方、特別地方交付税は 1 億 4,000 万円で、前年度と同額を見込んでいます。

7 ページに戻りまして、14 国庫支出金です。国庫支出金は 2 億 4,846 万 8 千円で、前年度に比べて 4,038 万 7 千円、19.4%の増を見込んでいます。主な増額の要因といたしましては、9 ページの説明番号⑨に記載のとおり、統合学校施設整備事業補助金が 6,500 万円、戸籍システム改修補助金が 642 万 4 千円、それぞれ新規に増額となることがあげられます。一方、主な減額の要因といたしましては、地方創生推進交付金が 2,250 万、社会資本整備総合交付金住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 403 万 2 千円の減額となることがあげられます。

7 ページに戻りまして、15 県支出金です。総額 1 億 4,305 万円で、前年度に比べて 457 万 5 千円、3.3%の増を見込んでいます。

主な増額の要因といたしましては、9 ページの説明番号⑩に記載のとおり、施業放置林整備事業が 821 万 5 千円、地籍事業負担金が 210 万円、それぞれ増額になることがあげられます。

一方、主な減額の要因といたしましては、障害者医療費負担金が 127 万 9 千円の減額となることがあげられます。

7 ページに戻りまして、21 村債です。村債の総額は 5 億 5,520 万円で、前年度に比べて 1 億 2,840 万円、30.1%の増を見込んでいます。10 ページ、説明番号⑭に記載のとおり、過疎対策事業債を 4 億 7,680 万円、学校施設整備債を 4,840 万円、それぞれ計上しています。また、地方交付税の財源不足を地方債により調達することとされる臨時財政対策債は、3,000 万円を計上しています。

歳入区分につきまして、主なものをご説明させていただきました。その他

の歳入区分についても、8ページからの(3)一般会計歳入予算案の主な対前年度増減要因に記載のとおりです。

では、次に歳出についてご説明させていただきます。11ページの(4)令和2年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。

義務的経費のうち人件費は5億187万1千円で、前年度に比べて3,086万2千円、6.6%の増額となります。12ページ、説明番号①に記載のとおり、特別職、議員の増額のほか、一般職の給料及び手当について、定期昇給や給与改定により398万9千円の増額、退職新規採用等に伴い2,634万3千円の減額となります。

制度改正に伴う会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当としまして5,871万9千円の増額となります。共済費については、56万8千円の減額、退職手当負担金については376万8千円の増額となります。委員報酬は、大字事務嘱託の報酬を報償費に振り替えたこと等により、887万3千円の減額となります。

11ページに戻ってください。扶助費は1億1,947万7千円で、前年度に比べて44万6千円、0.4%の減となります。12ページの説明番号②に記載のとおり、障害者自立支援介護給付が103万円、予防接種が85万6千円、それぞれ増額となります。障害者自立支援医療給付は、今年度の利用見込減を反映し、511万5千円の減額となります。

11ページに戻って、公債費です。公債費は1億9,312万7千円で、前年度に比べて1,868万6千円、10.7%の増となります。平成28年度借入分の村債の元金償還開始によるものが、主な理由です。

次に投資的経費の普通建設事業費は7億7,791万8千円で、前年度に比べて2億2,851万9千円、41.6%の増となります。

12ページの説明番号③に記載のとおり、増額となる主な事業は、新規事業として、学校施設整備事業で4億9,269万1千円のほか、災害防除事業等でございます。

一方、減額となる主な事業・要因は、こまどりケーブル光化事業、土屋原公民館体育館耐震改修事業、開発センター屋根防水改修事業等が完了したことによるほか、村道整備事業等でございます。

11ページに戻って、その他の経費です。物件費は2億7,564万7千円で、前年度に比べて9,961万6千円、26.5%の減となります。

増額となる主な事業は、13ページ説明番号④に記載のとおり、公共施設等総合管理計画個別計画策定、戸籍システム制度改正システム改修、障害者基本計画等策定の新規事業等でございます。

減額となる主な事業要因は、地域資源活用事業の終了、地域おこし協力隊の採用見込の反映、第四次総合計画第二期総合戦略策定が終了したこと等でございます。

11ページに戻って、補助費等です。補助費等は3億132万2千円で、前年度に比べて425万6千円、1.4%の減となります。

増額となる主な事業は、14ページ説明番号⑤に記載のとおり、新規事業として集落協定協同活動支援交付金が432万2千円、東宇陀環境衛生組合負担金の404万円等となっています。減額となる主な事業は、消防団員退職報償金、広域連携DMO事業等です。

以上、歳出の性質別内訳で主なものをご説明させていただきました。その他の経費につきましても、12 ページからの (5) 一般会計歳出予算案の性質別内訳の主な対前年度増減要因に記載のとおりでございます。

次に目的別歳出の状況につきまして説明をさせていただきます。資料 15 ページの (6) 令和 2 年度一般会計予算案歳出の款別内訳をご覧ください。目的別歳出の増減につきましては、各目的区分ごとの普通建設事業費等の増減が大きく影響しています。

増額となる区分では、10 教育費が、学校施設整備事業により、4 億 726 万 6 千円 169.9% の増額となります。6 農林水産業費が、森林環境整備基金、施業放置林整備事業の増額などにより、1,284 万 8 千円 8.9% の増額となります。

一方、減額となる区分では、9. 消防費が、消防自動車ポンプ更新、防災情報提供システム屋外子局停電対応工事が完了したことによるほか、消防団員退職報償金の減額等により、4,296 万 4 千円 30.5% の減額、2 総務費が、こまどりケーブル光化事業、開発センター屋根防水改修事業、OS 更新による事務用パソコン購入、第四次総合計画第二期総合戦略策定の終了等により 1 億 4,392 万 1 千円 25.6% の減額、7 商工費が、地域資源活用事業及び道の駅運営サポート業務の終了、広域連携DMO事業の縮小等により、2,966 万 1 千円 25.5% の減額となります。

目的区分等の増減要因につきましては、16 ページからの (7) 一般会計歳出予算案の款別内訳の主な対前年度増減要因の資料に記載のとおりです。

資料 19 ページからの (8) 令和 2 年度一般会計予算案の主な施策につきましては、全員協議会において担当課長よりご説明申し上げます。

以上、令和 2 年度一般会計予算案の概要についての説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由及び概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 45 号、議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について [上程、説明、質疑、付託]

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 16、議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理

由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 令和 2 年度簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 132,553 千円、対前年 17,920 千円、15.6 % 増とするものです。

よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について [上程、説明、質疑、付託]

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 17、議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 令和 2 年度国民健康保険特別会計予算について、事業勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 282,587 千円、対前年 43,232 千円の減、13.3%の減とし、診療施設勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 105,996 千円、対前年 19,709 千円の減、15.7%の減とするものです。

よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について [上程、説明、質疑、付託]

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 18、議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護

保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 令和 2 年度介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 357,459 千円、対前年 13,456 千円、3.9%増とするものです。よろしくお願い致します。
- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 19、議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 令和 2 年度後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 37,535 千円、対前年 1,787 千円の減、4.5%減とするものです。
よろしくお願い致します。
- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 20、議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本 構想及び基本計画の策定について [上程、説明、質 疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 20、議案第 13 号、第四次御杖村総合計画

基本構想及び基本計画の策定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 御杖村総合計画条例第4条の規定に基づき、来年度からの第四次御杖村総合計画の10カ年間の基本構想及び5カ年間の前期基本計画策定について、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号、指定管理者の指定の変更について [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第21、議案第14号、指定管理者の指定の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 現在村の観光施設の指定管理を御杖ふるさと交流公社に委託しておりますが、4月より株式会社みつえに指定管理者として変更を行うものです。

よろしく申し上げます。

- 議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、指定管理者の指定の変更については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号、権利の放棄についてを議題とします。 本案について [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第22、議案第15号、権利の放棄についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 御杖ふるさと交流公社の解散に伴い、公社に貸し付けておりました 10,000 千円の債権を回収不能と判断し、放棄することをお諮りものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

盛岡議員。

○7 番（盛岡英成君） 議案第 15 号ですけれども、権利の放棄 1,000 万円ということで、このまま指定管理が株式会社御杖に移る、そしてふるさと交流公社が解散するとなるのであれば、当然 1,000 万の放棄というのは認めざるを得ないのかなとこういうふうに思っています。ところが、私の記憶するところによりますと、私も質問を致しましたし、山岡議長も当時議員として質問されたと思うんですけれども、全員協議会であったか予算決算委員会であったかその辺は定かでないので申し訳ございませんが、採決の合計額が 2,000 万を超えているんだということの理解をしております。そういったなかで、今回出てきたのが 1,000 万ということですので、この 1,000 万についてはいつ貸付がおこなわれた、事情が発生した日なのかということをお教えいただきたいと思っております。

《休憩・再開》

○議長（山岡隆良君） 暫時休憩させていただきます。

(12 時 06 分 休憩)

(12 時 07 分 再開)

○議長（山岡隆良君） それでは、再開致します。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただ今のご質問ですけれども、平成 29 年度に臨時議会をお願いしまして、30 年 2 月 8 日に 1,000 万円を貸付致しております。短期貸し付けとして。

○村長（伊藤収宜君） 盛岡議員。

○7 番（盛岡英成君） はい、よく分かりました。その時に 2 月の 8 日付けで専決処分されて、3 月の議会で専決処分の報告ということで、19 日に承認をさせていただいております。これについては、1,000 万ということで、この審議の中で、出てきたのが後 1,000 万、それと補助金を合わせていくと 2,600 万ということになるということがありましたので、その 1,000 万についても必要でないのかなと思いましたが尋ねさせていただいたわけですけれども、明日全員協議会も開かれて詳細な説明をいただきますので、むらづくり委員会等でさらに詳しいことを聞かせていただいて、残っておる 1,000 万についてもどういうふうにしていくのかということが必要であると思っておりますので、その回答をいただきたいということをお願いを申し上げて総括的質問を私は終わらせていただきます。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 明日の全員協議会、それから、むらづくり委員会等におきまして詳細についてご説明をさせていただきますので、ご審議をお願いした

いと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これで質疑を終わります。本案については、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、権利の放棄については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山岡隆良君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。

次回の本会議は、3月23日、午前10時より開くことに致します。本日はこれにて散会致します。お疲れ様でございました。

（12時10分 散会）

第 2 号 (3 月 23 日)

令和2年3月御杖村議会定例議会（第2号）

令和2年3月23日
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 議案第5号〔原案可決〕
令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定について
- 第2 議案第6号〔原案可決〕
令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 第3 議案第7号〔原案可決〕
令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 第4 議案第8号〔原案可決〕
令和2年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第5 議案第9号〔原案可決〕
令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について
- 第6 議案第10号〔原案可決〕
令和2年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第7 議案第11号〔原案可決〕
令和2年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第8 議案第12号〔原案可決〕
令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第9 議案第13号〔原案可決〕
第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第10 議案第14号〔原案可決〕
指定管理者の指定の変更について
- 第11 議案第15号〔原案可決〕
権利の放棄について
- 第12 発委第1号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）
- 第13 発委第2号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

6番	木村忠雄君	7番	盛岡英成君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	西岡悦夫君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
産業建設課長	森本成則君
住民生活課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君
会計管理者	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	仲子雄史君

〔発言記録〕

(10時00分 開議)

◎開議の宣告

○議長（山岡隆良君） 皆さん、おはようございます。

3月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布済みの日程（第2号）のとおりとします。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

- ・議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定について

- ・議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について

- ・議案第7号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定について

○議長（山岡隆良君） 先ず、日程第1、議案第5号から、日程第3、議案第7号までの3件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。

これを一括議題とし、会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） 予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第5号から7号までの補正予算3件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の経緯ですが、去る3月10日の本会議において、補正予算3件及び令和2年度当初予算5件、合計8件の案件が付託されたことにより、3月18日に委員会を開催いたしました。

当日は、全委員及び村長はじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。一般会計補正予算（第5号）では、事業執行残の原因や、交流公社への補助金執行方法を確認する質問等が行われ、当局より答弁いただきました。簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）及び国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑及び討論ともにございませんでした。

採決の結果につきましては、3案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第5号から第7号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

○議長（山岡隆良君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定についてを〔討論・採決〕

○議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第1、議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第5号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第5号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について〔討論・採決〕

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第2、議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第2、議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第6号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算（第 4 号）の議定について [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 3、議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 3、議案第 7 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 7 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議第 [委員長報告、質疑]

- ・議案第 8 号、令和 2 年度御杖村一般会計予算の議定について

- ・議案第 9 号、令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

- ・議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

- ・議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

- ・議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 4、議案第 8 号から、日程第 8、議案第 12 号までの 5 件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。

松岡委員長。

○5 番（松岡一生君） 委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第 8 号から 12 号までの、令和 2 年度当初予算 5 件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。議案第 8 号の一般会計予算では、追加説明のあと質疑応答をおこない、

商工費出資金や新規施策を中心に、内容や財源を確認する活発な質疑応答となりました。議案第9号から12号までの各特別会計予算では、質疑・討論ともにございませんでした。

採決の結果につきましては、5会計とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第8号から第12号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

○村長（伊藤収宜君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第8号、令和2年度御杖村一般会計予算の議定について [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。
まず、日程第4、議案第8号、令和2年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第4、議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第8号、令和2年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号、令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第5、議案第9号、令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第5、議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第9号、

令和 2 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 6、議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 6、議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 10 号、令和 2 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 7、議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 7、議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 11 号、令和 2 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを [討論・採決]

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 8、議案第 12 号、令和 2 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第8、議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第12号、令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、委員長報告のとおり可決されました。

◎一括議第 [委員長報告、質疑]

- ・ 議案第13号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- ・ 議案第14号、指定管理者の指定の変更について
- ・ 議案第52号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第9、議案第13号から、日程第11、議案第15号までの3件につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。

山崎委員長。

○むらづくり委員長（山崎往男君） むらづくり委員会を代表致しまして審査報告をさせていただきます。

去る3月10日の本会議において、計画策定1件、指定管理の変更1件、権利の放棄1件の合計3案件が付託されたことによりまして、3月17日に本委員会を開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

まず、議案第13号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定についてでございますが、目標達成に向けた進捗管理の方法や、目標達成に期待する質問や意見が出されました。次に、議案第14号、指定管理者の指定の変更については、施設維持費の負担仕分けを明確にすることや、経営の独立性を担保することなどの意見や質問、また受託にかかる事業計画の提示を望む意見が出されました。次に、議案第15号、権利の放棄についてでございますが、本案件の処理のみならず、個人からの出資金には、十分配慮して対応すべきとの意見が出されました。

採決の結果につきましては、3案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第13号から15号につきましてはのむらづくり委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定について [討論・採決]

- 議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。
まず、日程第 9、議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 9、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 13 号、第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 14 号、指定管理者の指定の変更について [討論・採決]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 10、議案第 14 号、指定管理者の指定の変更についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 10、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 14 号、指定管理者の指定の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 11、議案第 15 号、権利の放棄について [討論・採決]

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 11、議案第 15 号、権利の放棄についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 11、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 15 号、権利の放棄については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第 1 号、閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会） [上程、採決]

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第 12、発委第 1 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第 2 号、閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会） [上程・採決]

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第 13、発委第 2 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君) 以上で、本日の日程は全部終了致しました。
本日の会議を閉じます。
よって、令和 2 年 3 月御杖村議会定例会を閉会します。
どうもお疲れ様でした。

(10 時 22 分 閉会)

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 山岡隆良

御杖村議会 議員 盛岡英成

御杖村議会 議員 木村忠雄